

○自転車運転者講習事務に関する事務処理要領の改正について

令和5年6月29日

道本交企第1503号（交指・交捜合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て  
これまで、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2  
第1項第15号に規定する、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（以下  
「自転車運転者講習」という。）については、「自転車運転者講習事務に関する事務処理要  
領の制定について」（令4. 5. 12道本交企第736号。以下「旧通達」という。）に基づき運  
用してきたところであるが、この度、法の一部改正に伴い、所要の見直しを行い、別添  
のとおり「自転車運転者講習事務に関する事務処理要領」を定め、本年7月1日から実  
施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

## 別添

### 自転車運転者講習事務に関する事務処理要領

#### 第1 総則

##### 1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第16号に規定する自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（以下「講習」という。）の事務について、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及び道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号。以下「講習規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、その事務の適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

##### 2 用語の定義

この要領において、次の各事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

ア 「主管課」とは、受講命令に関する事務を行う警察本部交通企画課及び各方面本部の交通課をいう。

イ 「主管課長」とは、主管課の長をいう。

ウ 「危険行為登録担当課」とは、危険行為登録を行う警察本部交通指導課、警察本部交通捜査課及び各方面本部の交通課をいう。

エ 「危険行為登録担当課長」とは、危険行為登録担当課の長をいう。

オ 「警察署等」とは、警察本部自動車警ら隊、警察本部交通機動隊、警察本部高速道路交通警察隊、各方面本部交通課、釧路方面本部十勝機動警察隊及び警察署をいう。

カ 「警察署長等」とは、警察署等の長をいう。

キ 「自転車違反報告書」とは、警察官が作成した違反行為に係る交通切符、逮捕手続書、捜査報告書、実況見分調書、供述調書及びその他の書類で、交通違反又は人身事故等の違反事実を認定するためのものをいう。

ク 「危険行為」とは、法第108条の3の5第2項に規定する自転車危険行為をいう。

ケ 「危険行為登録」とは、自転車運転者講習管理プログラム（以下「講習管理プログラム」という。）に危険行為を登録することをいう。

コ 「受講対象者」とは、危険行為を反復して行った者（当該危険行為をした日を起算日として過去3年以内にその他の危険行為を行ったことがある者をいう。以下同じ。）であって、当該危険行為を理由とした講習を受講していない者（交通事故により下半身が不随となるなど、以後、自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがないと認められる者を除く。）をいう。

サ 「受講命令」とは、法第108条の3の5第2項の規定に基づき講習を受ける旨を命ずることをいう。

シ 「命令した旨の通知」とは、受講命令を決定した公安委員会（以下「命令公安委員会」という。）から被命令者の住所地を管轄する他の公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）に対して行う受講命令を決定した旨の通知をいう。

ス 「命令執行依頼」とは、受講命令時における被命令者の住所地が命令公安委員会の管轄区域内にない場合において、命令公安委員会が、その者に対する受講命令書（施行規則別記様式第22の11の4の命令書をいう。以下同じ。）の交付を住所地公安委員会に依頼して受講命令を行うことをいう。

### 3 受講命令の迅速性、的確性の確保

講習は、交通に危険を及ぼすおそれのある者の危険性を迅速、的確に改善することによって交通の安全を図ることを目的とするものであるから、危険行為登録は迅速、的確に行うとともに、受講命令を必要と認める事由が生じたときは、速やかにこれを行うものとする。

## 第2 自転車危険行為等登録票の作成等

### 1 自転車違反報告書の作成

交通違反の取締り及び交通事故の捜査に従事する警察官は、自転車運転者による違反行為（自転車運転者が犯した違反行為に起因する重過失傷害等の刑法犯を含む。）の事実認定を適正に行うとともに、当該行為を検挙又は認知したときは、速やかに自転車違反報告書を作成して警察署長等に報告しなければならない。

### 2 警察署長等の措置

#### (1) 自転車危険行為等登録票等の作成

ア 警察署長等は、自転車違反報告書を基に自転車危険行為等登録票（別記第1号様式）を作成するものとする。

イ 警察署長等は、巡査部長以上の階級にある警察官の中から、交通事件を送致する課（課を置かない所属にあっては係。以下同じ。）又は中隊ごとに自転車危険行為等登録票作成責任者を指定し、自転車違反報告書の受理及び自転車危険行為等登録票の作成を一元的に行わせるものとする。

ウ 警察署長等は、交通事件を送致する課又は中隊ごとに自転車危険行為審査状況一覧（別記第2号様式）を備え付け、自転車危険行為等登録票作成責任者に作成させるものとする。

エ 自転車危険行為審査状況一覧には、自転車危険行為等登録票に係る事案のうち、送致不相当と認めた事案及び明らかに危険行為が認められないもの（交通切符に係る事案については、罪名が危険行為ではないもの）以外の事案を登載するものとする。

#### (2) 自転車危険行為等登録票の審査

警察署長等は、交通事件を送致する課又は中隊の長を審査責任者に指定し、自転車危険行為等登録票の内容等を審査させるものとする。

#### (3) 書類未作成等の防止

審査責任者は、自転車危険行為等登録票作成責任者において、(1)の事項にお

ける書類の未作成等がないよう、平素から指導・監督するものとする。

(4) 自転車危険行為等登録票等の送付

ア 警察署長等は、自転車危険行為等登録票に自転車違反報告書の写しを添付して、速やかに次に掲げる警察署等の区分に従い、当該各事項に定める危険行為登録担当課に送付するものとするが、自転車危険行為等登録票の送付期限までに自転車違反報告書の写しを作成することができないときは、自転車危険行為等登録票のみを送付するものとする。

(ア) 札幌方面の警察署等 交通事故に係るものについては警察本部交通捜査課、その他のものについては警察本部交通指導課

(イ) 札幌方面以外の警察署等 当該方面本部の交通課

イ 自転車違反報告書の写しの送付は、自転車危険行為等登録票に添付する場合を除いて、自転車危険行為登録関係書類追送付書（別記第3号様式）により、作成の都度、追送付するものとする。

(5) 自転車危険行為等登録票の送付期限

自転車危険行為等登録票の送付期限は、原則として次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各事項に定める期間とする。

(ア) 交通切符に係る違反 危険行為を検挙したときから2週間以内

(イ) 交通事故に係る違反 危険行為を認知したときから30日以内（ひき逃げ等で危険行為を行った者が判明しないもの及び交通事故の事実認定に時間を要するものを除く。）

3 自転車危険行為等登録票の決裁等

(1) 自転車危険行為等登録票の送付に関する事務は、審査責任者に専決させるものとする。

(2) 審査責任者は、送致記録等を基に自転車危険行為等登録票の審査状況を、自転車危険行為審査状況一覧によって、毎月初旬に警察署長等の決裁を受けなければならない。

第3 危険行為登録

1 危険行為登録審査官の指定

危険行為登録担当課に危険行為登録審査官を置き、警部補以上の階級にある警察官をもって充てる。

2 登録審査等

(1) 危険行為登録審査官は、警察署長等から送付された自転車危険行為等登録票に係る違反行為が危険行為登録の対象になるか否かを審査するとともに、当該危険行為の事実認定が適正に行われ、かつ、事実の証明が十分か否かについて審査するものとする。

(2) 危険行為登録審査官は、登録審査の結果、自転車危険行為等登録票に係る行為が危険行為に該当し、事実の証明が十分であると認めるときは、当該行為について危険行為登録を行って警察庁に当該データを送信するものとする。

(3) 危険行為登録審査官は、登録審査の結果、違反事実の不存在又は事実誤認が

あると認められる事案並びに交通事故に関して危険行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的事情においてその者に結果予見及び結果回避を期待することができない又は結果予見及び結果回避が困難であったと認められる事案（以下「事実不存在等事案」という。）については、危険行為登録を行わないものとする。

- (4) 危険行為登録審査官は、自転車違反報告書の記載内容に不備等があり、補充調査を必要と認めたときは、明らかに事実不存在等事案である場合を除き、危険行為登録を行った上で、危険行為登録担当課長にその内容を報告するものとする。
- (5) 危険行為登録担当課長は、危険行為登録審査官から報告を受けた内容に基づき補充調査の必要性を判断し、自転車危険行為登録関係補充調査依頼書（別記第4号様式）により、警察署長等に対し補充調査の結果を求めるものとする。  
この場合において、先に送付を受けている自転車違反報告書の写しは返戻することなく、補充調査後追送付されてきた書類とともに一括して保管し、調査の経過を明らかにするものとする。
- (6) 警察署長等は、自転車危険行為登録関係補充調査依頼書により、補充調査の依頼を受けたときは速やかに調査し、自転車危険行為登録関係書類追送付書に調査結果を記載又は関係書類を添付して、危険行為登録担当課長に送付するものとする。
- (7) 危険行為登録審査官は、危険行為登録の後に、事実不存在等事案であることが判明したときは、当該事案を危険行為登録から削除するものとする。

### 3 登録審査の決裁等

- (1) 登録審査は、事実不存在等事案を除き、危険行為登録審査官に専決させるものとする。
- (2) 危険行為登録審査官は、危険行為登録を行わないとき及び危険行為登録をした後にこれを削除するときは、その理由を危険行為等登録票に付記した上で、個別に危険行為登録担当課長の決裁を受けるものとする。
- (3) 危険行為登録審査官は、(1)の事項によって専決した事務の取扱い状況を、自転車危険行為登録報告（別記第5号様式）によって、毎月初旬に危険行為登録担当課長の決裁を受けるものとする。

### 4 危険行為登録結果の確認

危険行為登録審査官は、警察庁から送信された危険行為登録に関するデータと警察庁へ送信した当該データを突合し、同一内容であることを確認するものとする。

## 第4 危険行為等登録票等に係る都府県警察との連携

- 1 主管課長は、受講対象者に係る危険行為が命令公安委員会の管轄区域以外の区域でされたものである場合は、当該区域を管轄する警察本部（都府県警察本部を含む。次事項において同じ。）又は方面本部に対し、自転車関係書類送付依頼書（別記第6号様式）により、自転車違反報告書の写し、自転車危険行為等登録票

及び受講命令手続に関する書類（以下「調査書類」という。）その他当該危険行為の事実の証明に必要な書類の送付を依頼するものとする。

- 2 主管課長は、警察本部又は方面本部から、危険行為登録を行った対象者に係る調査書類その他当該危険行為の事実の証明に必要な書類の送付の依頼を受けたときは、自転車関係書類送付票（別記第7号様式）により送付するものとする。

## 第5 受講命令に係る行政手続等

### 1 弁明の機会の付与

主管課長は、受講対象者について、関係する危険行為に係る調査書類を確認した上で、行政手続法（平成5年法律第88号）及び北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号）の規定に基づき、当該者に弁明の機会を付与するものとする。

### 2 弁明通知書等の送付

(1) 弁明の機会の付与は、弁明通知書等（聴聞及び弁明の機会の付与に関する細則（平成7年北海道公安委員会規則第5号）で定める弁明通知書並びに弁明書（別記第8号様式）及び弁明通知に関するお知らせ（別添1）をいう。以下同じ。）を送付して行うものとする。

(2) 主管課に弁明通知書等発送記録簿（別記第9号様式）を備え付け、弁明通知書等の送達経過を明らかにするものとする。

### 3 弁明通知書等の提出期限

弁明書の提出期限は、弁明通知書等を発出する日の翌日から起算して14日以内の日とする。

### 4 弁明通知の公示

(1) 主管課長は、弁明通知書等が返戻された場合又は受講対象者の所在が判明せず弁明通知書等を送付することができない場合は、弁明通知送達書（別記第10号様式）を作成し、公安委員会の掲示場に掲示して通知するものとする。

(2) 弁明通知送達書の掲示期間は、掲示を始めた日から起算して2週間とし、当該期間が経過したときは弁明通知書が当該受講対象者に到達したものとみなすものとする。

(3) 前事項の掲示期間が満了する日の翌日から起算して更に1週間を経過したときは、弁明書の提出期限が経過したものとみなすものとする。

### 5 弁明書の受理及び審査

(1) 主管課長は、弁明書の提出があった場合は、その内容について審査を行い、次に掲げる区分に応じ、当該各事項に定める措置を決定するものとする。

ア 弁明を棄却し又は却下した場合 受講命令を行う。

イ 弁明を認容した場合 受講命令を行わない。

(2) 主管課長は、前事項の審査結果に基づいて弁明審査書（別記第11号様式）を作成するものとする。

## 第6 受講命令等

### 1 受講命令書の交付等

(1) 受講命令は、受講対象者に受講命令書を交付して行うものとする。この場合

において、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に規定する不服申立てに関する教示及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条に規定する取消訴訟等の提起に関する事項の教示を記した書面（札幌方面の受講対象者には別添2の書面、札幌方面以外の方面の受講対象者には別添3の書面）を交付するものとする。

- (2) 受講命令書は、被交付者が受講対象者であることを確認した上で交付するものとする。
- (3) 受講命令書を交付したときは、自転車運転者講習受講命令書受領書（講習規則別記様式第10号の7の9。以下「受領書」という。）を徴するものとする。
- (4) 主管課長は、自転車運転者講習受講命令書交付依頼書（別記第12号様式）により、警察署長等に受講命令書の交付を依頼することができる。
- (5) 前事項の依頼を受けた警察署長等は、受講命令書の速やかな交付に努めるとともに、その結果を受領書とともに自転車運転者講習受講命令書交付依頼回答書（別記第13号様式）により主管課長に回答するものとする。

## 2 命令した旨の通知及び命令執行依頼

- (1) 主管課長は、受講対象者の住所地が命令公安委員会の管轄する区域内にないときは、当該対象者の住所地公安委員会に対して命令した旨の通知を行うとともに、当該対象者が住所地公安委員会の実施する講習の受講を希望する場合は命令した旨の通知と併せて命令執行依頼をするものとする。
- (2) 命令した旨の通知は自転車命令通知書（別記第14号様式）を、命令執行依頼は受講命令書及び受領書をそれぞれ送付して行うものとし、受講命令書には必要に応じて調査書類の写し等を添付するものとする。
- (3) 他の公安委員会からの命令執行依頼は、主管課長が受けるものとする。この場合において、当該課長は、次の各事項に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各事項に定める措置を講ずるものとする。
  - ア 受講命令書を交付した場合 自転車命令執行通知書（別記第15号様式）に受領書等の受講命令執行時の状況が分かる資料を添付して、その旨を遅滞なく命令公安委員会に報告する。
  - イ 受講対象者が住所地にいない場合 自転車命令書返送書（別記第16号様式）により受講命令書を命令公安委員会に返送する。

## 3 留意事項

- (1) 受講命令書の交付は、あらかじめ口頭で命令の理由を告げてから行うこと。
- (2) 前事項の口頭による告知の際に、受講対象者から命令の理由等について誤りがある旨の申立てがあったときは、その内容に信頼性が認められる場合に限り、一時、受講命令書の交付を見合わせ、当該対象者に係る調査書類によって事実を再確認した上で受講命令書を交付すること。
- (3) 受講命令書の交付は、当該命令書の交付をした者において、受講の期間の始期及び終期並びに交付年月日を記載して行うこと。
- (4) 受講対象者から受領書を徴することができない場合は、報告書により受講命

令の執行状況等を明らかにしておくこと。

- (5) 受講対象者が所在不明又は服役中であるなど、受講命令書を交付することができない場合は、命令公安委員会において受講命令書を保管しておくこと。

#### 4 受講命令に従わなかった場合の措置

- (1) 受講対象者が定められた期間内に講習を受講しなかった場合は、主管課において受講対象者に連絡し、期間内に講習を受講していない旨を伝えるとともに、受講できなかった理由の有無を確認した上で、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各事項に定める措置を講ずるものとする。

ア やむを得ない事情により未受講 連絡した日より当該事情の存した期間と同程度の期間を設定し、当該期間内に受講するよう促すこと。

イ 前事項以外の理由で未受講 講習の受講により危険性を改善するという制度趣旨を踏まえ、講習を受講するよう更に促すこと。

- (2) 前事項の措置を講じたときは、受講命令違反として検挙することを念頭に、報告書を作成して、その経緯を明らかにしておくものとする。
- (3) (1)のイの事項の措置を講じても、受講対象者がなお受講しない場合は、原則として2回目の危険行為を検挙した住所地を管轄する警察署が関係所属と連携を図り、当該受講者を受講命令違反として検挙するものとする。

#### 5 受講命令登録

受講命令をしたときは、原則として受講命令書を交付した日に、主管課において講習管理プログラムに受講命令の登録を行うものとする。ただし、受講命令書の交付を依頼した場合又は命令執行依頼をした場合は、原則としてそれぞれ自転車運転者講習受講命令書交付依頼回答書又は自転車命令執行通知書を受領した日に行うものとする。

### 第7 講習の実施

#### 1 講習の実施主体

講習は、原則として受講命令書を交付した主管課において実施するものとする。

#### 2 講習の実施時間

講習は、3時間を1日で行うものとする。

#### 3 講習実施基準

講習は、別表の「自転車運転者講習実施基準」に従い実施するものとする。

#### 4 学級編成

講習は、原則として1学級につき3人編成とし、必要に応じて補助者を配置するものとする。

#### 5 講習用教材

講習に使用する教材は、自転車の安全な運転に必要な知識を習得させるための教本、視聴覚教材等を使用するものとする。

#### 6 講習実施責任者

- (1) 警察本部及び方面本部に講習実施責任者（以下「責任者」という。）を置き主管課長をもって充てる。

(2) 責任者は、講習の実施に関する事務を適正に行うとともに、講習が効果的かつ適切に行われるよう努めなければならない。

#### 7 講習実施計画の策定

講習の実施に当たっては、あらかじめ自転車運転者講習実施計画書（別記第17号様式）により講習計画を策定し、責任者の承認を受けるものとする。

#### 8 講習指導員

講習に係る講習指導員は、その都度、責任者が職員の中から適任者を選定するものとする。

#### 9 受講手続等

(1) 責任者は、受講対象者から講習の申出があったときは、その者が講習の対象者であることを確認した上で、自転車運転者講習受講指定書（講習規則別記様式第10号の7の10）により、講習の日時及び場所を指定するものとする。

(2) 講習指導員は、自転車運転者講習受講指定書に基づいて、あらかじめ講習日別に自転車運転者講習受講者名簿（別記第18号様式）を作成し、責任者に報告するものとする。

(3) 講習を受けようとする者が講習当日に自転車運転者講習受講申請書（講習規則別記様式第10号の7の11）により受講の申込みを行ったときは、本人であることを確認した上で、北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）で定める講習手数料額に相当する額面の北海道収入証紙を貼付させて受け付けるものとする。

(4) 責任者は、講習規則第36条の11の14第4項の規定により同項に規定する自転車運転者講習終了証書（以下「終了証書」という。）を交付するときは、当該終了証書の副本を作成し、保管するものとする。

(5) 責任者は、講習規則第36条の11の14第5項の規定により終了証書の再交付申請を受けた場合は、保管している副本の写しを交付するものとする。

(6) 責任者は、終了証書を再交付するときは、当該終了証書の右側上部に「再交付」と朱書きし、受講者名簿の備考欄に再交付した旨を記載しておくものとする。

(7) 責任者は、前事項の終了証書の再交付申請を受けた場合で、当該終了証書を交付した公安委員会が異なっているときは、当該公安委員会に自転車講習終了証書再交付申請書を送付し、再交付を依頼するものとする。

#### 10 講習実施上の留意事項

(1) 受講者は、この種講習の受講に不慣れであることを念頭に置き、講習の受付から終了まで、威圧的な言動を避け、受講者の緊張を和らげるような対応に努めること。

(2) 受講者が理解しやすい方法で講習を行うように努めること。特に、受講者が外国人や聴覚障害者等である場合は、通訳や手話、筆談その他受講者との意思疎通を図るため適切な方策を講ずるよう配慮すること。

(3) 受講者のプライバシーに配慮した言動に努めること。特に、同一の場所で複

数の受講者に対し講習を行う場合は、違反歴等の個人情報が他の受講者に知られないようにするなど、言動に特段の配慮をすること。

- (4) 受講命令書の交付日と講習の実施日が同一日となるよう配慮するなど、受講者の負担軽減に努めること。
- (5) 受講命令違反には刑事罰が科されることから、十分な受講機会の確保に配慮すること。
- (6) 講習指導員に対する教養等を随時実施して、知識、教育能力等の向上に努めること。
- (7) 講習中における受傷事故やトラブル等の防止に特段の配慮をすること。

#### 11 受講済み登録

講習を行ったときは、原則として講習を実施した日に、主管課において講習管理プログラムに受講済みの登録を行うものとする。

#### 第8 調査書類等の保存

調査書類等の保存年数は、係争中のものを除き、次に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各事項に定める年数とする。

- (1) 自転車危険行為登録関係、自転車運転者講習受講命令関係及び自転車運転者講習関係文書 5年
- (2) 受講命令書の未交付事案に関する文書 3年

※ 別表等は省略